

海外旅行傷害保険 補償内容のご案内

最高5,000万円の海外旅行傷害保険を自動付帯。さらに家族特約も付帯されております。

※家族特約対象者は、本会員・家族会員のお子さまで、NTTグループカードゴールドをお持ちでない19歳未満の生計を共にする方です。

補償内容	本会員/家族会員	家族特約対象者	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害による死亡・後遺障害	5,000万円	1,000万円	被保険者が責任期間中に偶然な事故によりケガをした場合 (1)事故の日から180日以内に傷害により死亡した時 (2)事故の日から180日以内に後遺障害が生じた時	保険金の範囲内で次の保険金額 (1)死亡・後遺障害保険金額の・・・100％ (2)死亡・後遺障害保険金額の・・・後遺障害の程度に応じて4～100％ (例) 両目失明・・・・・・・・100％
傷害治療費用（一事故限度額）	200万円	200万円	被保険者が責任期間中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けた時。	保険金額の範囲内で次の費用 (1)診療関係・入院関係の費用（診療費、薬剤費、入院費等） (2)交通費、移送費、通訳雇入費 (3)義手、義足の修理費 (4)入院時の国際電話料等通信費、入院に必要な身の回り品購入費 (5)入院の場合の旅行行程復帰費用・帰国費用 ただし、傷害の場合は事故の日から180日以内、疾病の場合は、医師の治療を開始した日から180日以内の治療のために支出された費用で、別に定める保険金額を限度とします。
疾病治療費用（一事故限度額）	200万円	200万円	(1)被保険者が責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病し医師の治療を受けた場合。または、旅行期間中に感染した特定の伝染病（コレラ・ペスト等）で医師の治療を開始した場合。 (2)被保険者が責任期間中に感染したコレラなど特定の伝染病のため、旅行行程終了後30日以内に医師の治療を開始した場合。	
携行品の損害（1事故免責3,000円）	1事故・1旅行あたり50万円 （年間100万円限度）	1事故・1旅行あたり50万円 （年間100万円限度）	被保険者が所有かつ携行する身の回りが責任期間中に偶然な事故により、盗まれたり壊れたりした場合。 ※携行品の損害額は、損害が生じた地及び時における保険の目的の価額によって定めます。	1個または1対につき10万円を限度とします。ただし、パスポート再取得費用および乗車券等はそれぞれ5万円限度。盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。 日本においてのパスポート再取得費用は対象外となります。 ※免責金額は、1事故につき3,000円です。
賠償責任（一事故限度額）	2,000万円	2,000万円	被保険者が責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物に損害（＊）を与えて、法律上の賠償責任が生じた場合。 （＊）次に掲げる損害を含みます。 ・宿泊施設の客室に与えた損害（客室内の動産並びに客室外におけるセイフティーボックスのキーおよびルームキーを含みます。） ・滞在する居住施設内の部屋に与えた損害。（ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。） ・レンタル業者から直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害	保険金額の範囲内で次の費用 (1)法律上支払わなければならない損害賠償金 (2)損害防止軽減に要した費用 (3)緊急費用 (4)訴訟費用など
救護者費用（年間限度額）	200万円	200万円	被保険者が責任期間中に次に該当した場合 (1)ケガをして事故の日から180日以内に死亡された場合、または3日以上続けて入院された場合 (2)病氣により旅行中に死亡された場合 (3)責任期間中に発病した病氣により医師の治療を受け、旅行行程終了後30日以内に死亡された場合、または発病した病氣により3日以上続けて入院された場合。 (4)搭乗している航空機、または乗船している船舶が遭難した場合 (5)事故により生死が確認できない場合または、緊急な捜索・援助活動が必要となった場合。（ただし被保険者の無事が確認できた後に発生した費用は対象となりません）	(1) 捜索救助費用 (2) 捜査・看護のため親族が現地へ赴く往復運賃（救護者1名限度、7日以上継続入院の場合3名限度） (3) 現地でのホテル客室料（救護者1名かつ14日分限度、7日以上継続入院の場合3名限度かつ14日分限度） (4) 現地からの遺体移送費用 (5) 渡航手続費および現地での諸雑費（5万円限度7日以上継続入院の場合20万円限度） (6) 遺体処理費用（100万円限度）

お支払できない主な場合

補償内容	
傷害による死亡・後遺障害	●被保険者、保険金受取人の故意 ●被保険者の自殺行為または闘争行為、犯罪行為 ●被保険者の無資格運転、酒酔い運転 ●被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ●戦争、その他の変乱 ●放射線照射・汚染・原子核反応 ●危険なスポーツ（山岳登山(※1)・スカイダイビング等）中の事故 また原因のいかんに関わらず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。 (※1)ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山器具を使用するものをいいます。
傷害による治療費用	
疾病による治療費用	●被保険者、保険金受取人の故意 ●妊娠、出産、早産、または流産に起因する病氣 ●歯科疾病 また原因のいかんに関わらず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。 ※保険の対象となる旅行期間開始日以前に発病した病氣および完治していない病氣についてはお支払いの対象となりません。
携行品の損害（1事故免責3,000円）	●すり傷等外観の損傷 ●携行品の瑕疵または自然の消耗 ●携行品の置き忘れまたは紛失（これらを原因とする盗難を含む） ●差し押さえ、徴発、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使 ●携行していない場合（配送中の事故など）はお支払いの対象となりません。 また、山岳登山(※1)など危険な運動に用いる用具については、それら危険な運動を行っている間の損害については保険金をお支払いできません。 (※1)ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山器具を使用するものをいいます。 ※次のような携行品の損害には保険金をお支払いできません。 ●身の回りが滞在する居住施設内にある間の損害 ●現金、小切手、株券、手形、預金証書、クレジットカード、定期券、免許証、プリペイドカード、別送品、帳簿、図面、入函、コンタクトレンズ、動物、植物、自動車、オートバイ、船など。
賠償責任	●被保険者の職務遂行に直接起因する事故 ●被保険者の親族に対する事故 ●自動車、船、航空機の所有、使用または管理に起因する事故 ●所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任 等
救護者費用	●被保険者、保険金受取人の故意 ●被保険者の闘争行為、犯罪行為 ●被保険者の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）および腰痛で他覚症状のないもの ●危険なスポーツ（山岳登山(※1)・スカイダイビング等）中の事故 ●妊娠、出産、早産、流産で入院した場合（但し、妊娠、出産、早産、流産を直接の原因で責任期間中に死亡した場合は対象となります） (※1)ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山器具を使用するものをいいます。

事故の日から30日以内に事故発生の状況及び事故の程度を東京海上日動へご連絡ください。

保険金請求に必要な書類

※現地でしか手配できない書類はご注意ください。（書類手配の費用は、ご自身の負担となります。）

	傷害・疾病・治療費用 保険金	携行品 損害 保険金	救護者 費用等 保険金	賠償責任 （保険金 対人）	賠償責任 （保険金 対物）	死亡 （保険金 償還）	後遺障害 保険金
NTTグループカードゴールド（コピー）	★	★	★	★	★	★	★
パスポートのコピー （番号、氏名記載ページ、 日本出入国スタンプ押印ページ）	★	★	★	★	★	★	★
日本出入国日の確認の取れる下記 いずれかの書類 ・パスポートコピー（日本出入国のスタンプの ページおよびお写真のページ） ・エチケットカード ・搭乗券の半券 ・ツアー日程表 等	★	★	★	★	★	★	★
現 地 で し か 手 配 で き な い 書 類	医師の診断書	★		★			
	治療費の明細および領収書	★		☆			
	死亡診断書または死亡検案書 （死亡地のもの）					★	
	事故証明書	☆	★	☆	☆	★	★
	支出を証明する書類	☆	★				
	示談書・示談金領収書			★	★		
	損害額（修理費等）を証明する書類				★		
損害品明細書		★					
損害額を証明する書類		★					
戸籍謄本・法廷相続人の戸籍謄本と印鑑証明						★	
委任状						☆	
後遺障害診断書							★
その他書類（必要な場合は別途ご案内します）	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆

★印は原則として必要な書類、☆印は場合によって必要となる書類です。
※上記の各書類はコピーしたものではありません。※パスポートの盗難にあった場合は航空券の半券などが必要となります。
※お子さまの事故（家族特約）に関する保険金請求にあたっては、上記以外に住民票または健康保険証の写し等が必要となります。

事故のご連絡・
保険金のご請求

東京海上日動火災保険株式会社

本店損害サービス第一部 海外旅行保険損害サービス室

 **03-5537-3590**（代表）

■受付時間/9：00～17：00月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

※海外からのご連絡は、海外総合サポートデスクへ。
（コレクトコールをご利用ください）
+ (81) -3-6758-2460（24時間）

※年間とは8月1日～翌年7月31日までをいいます。
※責任期間とはカード会員資格期間内に開始された旅行期間をいいます。ただし、会員の旅行期間が会員が日本を出国してから90日後の午後12時を経過したときにおいても終了していない場合には、責任期間は90日後の午後12時に終わります。